

平成 30 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	04	01	01	144010	水道未普及地域対策事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-2	生活基盤の充実			
	施策	5	安全な水の安定的供給			
目的	給水区域外的生活用水確保					
対象	市内水道未普及地域に居住し生活用水の確保が困難な方					
意図	安全で安定した生活用水の確保を図る					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○水質検査 現状の水質を検査						
○浄水施設設置補助 対象施設工事費の9割（限度額270万円）を補助						
○制度の効果的な住民周知 戸別訪問を実施						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催 後援・協賛	実行委員会・協議会 補助・助成	事業協力・協定 委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
① 浄水器等設置	基	計画		4	15	
		実績		2	16	
② 水質検査	箇所	計画		4	4	
		実績		4	1	
③		計画				
		実績				
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(計画)
① 浄水器等利用率	%	目標		-	47.9	
		実績		-	49.0	
②		目標				
		実績				
③		目標				
		実績				
成果指標の達成度	目標値より高い		<input type="radio"/>	概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
平成29年度に当該補助金制度を利用した浄水施設の導入に関するアンケート調査及び戸別訪問により聞き取り調査を実施し、平成30年度に実施を希望した住民が予定どおり浄水施設等の設置工事を実施したことから、成果指標の目標(累計47世帯)を達成した。 なお、平成30年度から成果指標の目標値を変更しており、平成29年度にアンケート調査の実施により把握できた希望した96世帯に対する浄水施設等の設置世帯数の割合としている。 ※したがって、平成29年度の成果指標は「-」としている。		
目的妥当性	公共関与の妥当性 <input type="radio"/> 妥当である 見直し余地がある 妥当でない	未普及地域における市民の文化的生活の観点から、生活用水確保の支援・対策が必要である。
有効性	成果の向上余地 <input type="radio"/> 向上余地がある 向上余地がない	戸別訪問により、対象者への簡易浄水器システムや本制度の説明を行い、制度の効率的な利用促進を図る。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="radio"/> 事業費の削減余地がある 人件費の削減余地がある どちらも削減余地がない	浄水施設の安価で効率的な製品の検討、設置場所の選定、複数世帯による共同設置等により、事業費の軽減を図る。
公平性	受益と負担の適正化余地 受益機会の見直し余地がある 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	水道未普及地域を対象としている。
総合評価 …上記評価結果の総括		
本制度の住民周知を図っているが、各家庭の諸事情や生活条件等様々な状況から、短期スパンでの実施には難しい課題がある。今後も戸別訪問を実施するなど、継続的な周知活動及び効率的な利用促進を図っていく必要がある。		

平成 30 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ド	事業名
一般	04	01	01	144010	水道未普及地域対策事業

単位：千円

		29年度 決算額(A)	30年度 決算額(B)	31年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		3,116	12,720		9,604
財源内訳	国・県				
	地方債				
	その他				
	一般財源	3,116	12,720		9,604

※特定財源の内訳

事業期間 ○ 単年度繰返 期間限定 [平成 年度 ~ 平成 年度]

部重点施策における目標
安全安心な水の確保に努める

事業開始の背景・経緯

市内の水道未普及地域内の生活用水の確保に支障をきたしている世帯に対する整備手法を検証した結果、上水道整備は経費、水質維持等の観点より困難であったことから、既存水源を活用した簡易浄水施設設置補助により支援することとした。

事業概要

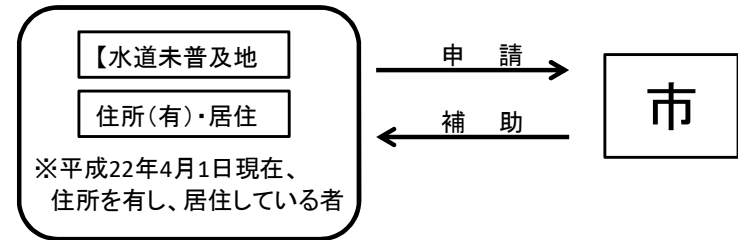
- 水質検査
現状の水質を検査
- 浄水施設設置補助
対象施設工事費の9割（限度額270万円）を補助
- 制度の効果的な住民周知
戸別訪問を実施

意見・要望等の状況（市政懇談会や支所執務、議会答弁対応その他意見・提言等）

平成29年度に実施した水道未普及地域整備事業に係るアンケート調査結果を基に、戸別訪問を継続的に実施し、制度の効率的な利用促進を図る。

担当部署 部名 市民生活部 課名 生活環境課 担当係長 菅原哲也 内線 265
(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



【補助限度額】
総事業費の9割(270万円上限)

【対象施設】
①貯水施設 ②導水施設 ③浄水施設 ④送水施設 ⑤電気設備

- 1 水質検査 6千円 (前年比 -20千円)
1箇所×6,480円=6,480円
- 2 浄水器設置補助 12,714千円 (前年比 +9,624千円)
601千円×13世帯=7,813千円(共同給水施設) 事業費：8,683,207円
2,700千円×1世帯=2,700千円 事業費：3,996,000円
1,774千円×1世帯=1,774千円 事業費：1,972,080円
427千円×1世帯=427千円 事業費：475,200円

補助額は対象事業費の9/10（補助対象経費は上限300万円、補助額は上限270万円）
共同給水施設の場合、補助対象経費上限は300万円(補助額は上限270万円)×世帯数